

本ガイドブックについて

当社では、2001年11月の電気通信事業法改正に伴う第二種指定電気通信設備の接続条件の約款化に合わせ、当社の第二種指定電気通信設備との相互接続手順等を平易に解説した「相互接続ガイドブック」を作成いたしました。

本ガイドブックでは、接続約款に基づく当社第二種指定電気通信設備との相互接続手順等を図表等を交えて解説しています。

当社との相互接続にあたって、本ガイドブックが他の電気通信事業者の皆様(以下「他事業者様」)のお役にたてば幸いです。

お申し込みいただく前に

当社との相互接続に当たっては、まず事前調査申込書を提出していただくこととなりますが、速やかな接続の開始のためにはできるだけ正確な事前調査申込書のご記入をお願いしております。

事前調査申込書のご記入や事前のご検討に際しては、当社の相互接続窓口へご相談いただくことをおすすめします。また、本書はもとより接続約款等を是非ご活用ください。

目次

第1章 当社ネットワークとの相互接続の概要

- I 当社のネットワーク構成
- II 第二種指定電気通信設備
- III 標準的な接続箇所と技術的条件
- IV 相互接続に必要な契約等
- V 相互接続に伴う費用
- VI 相互接続の主な形態 1～4

第2章 相互接続開始までの手順

- I 事前調査から相互接続開始までの概要
- II 相互接続手順
 - 1 事前調査申込み
 - 2 接続の可否・事前調査申込回答
 - 3 接続申込み
 - 4 個別建設契約・設備工事
 - 5 相互接続協定の締結
 - 6 事前調査申込回答(設備改修なし)
 - 7 接続申込み(設備改修なし)
 - 8 契約書締結・工事(設備改修なし)

III 個別要望開発を伴う場合の手順

- 1 接続申込み(個別要望開発)
- 2 接続用ソフトウェア開発契約締結(個別要望開発)
- 3 接続用ソフトウェア開発(個別要望開発)
- 4 基本的な接続機能ご利用のお申込み (個別要望開発以外)

IV 1 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合に必要となる事項

- 2 自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合の確認試験の手順
- 3 業務支援システムを利用する場合の手順
- 4 USIMカードの貸与に係る請求を行う場合の手順

V 接続に関してご協力いただく事項

VI 相互接続に関する窓口のご案内

VII 様式集及び記入要領

第3章 関連法規及び接続約款

- I 電気通信事業法(接続ルール)の概要
- II 接続の応諾と指定電気通信設備の範囲
- III 接続約款の記載事項
- IV 電気通信事業法(抜粋)
- V 接続約款の目次一覧

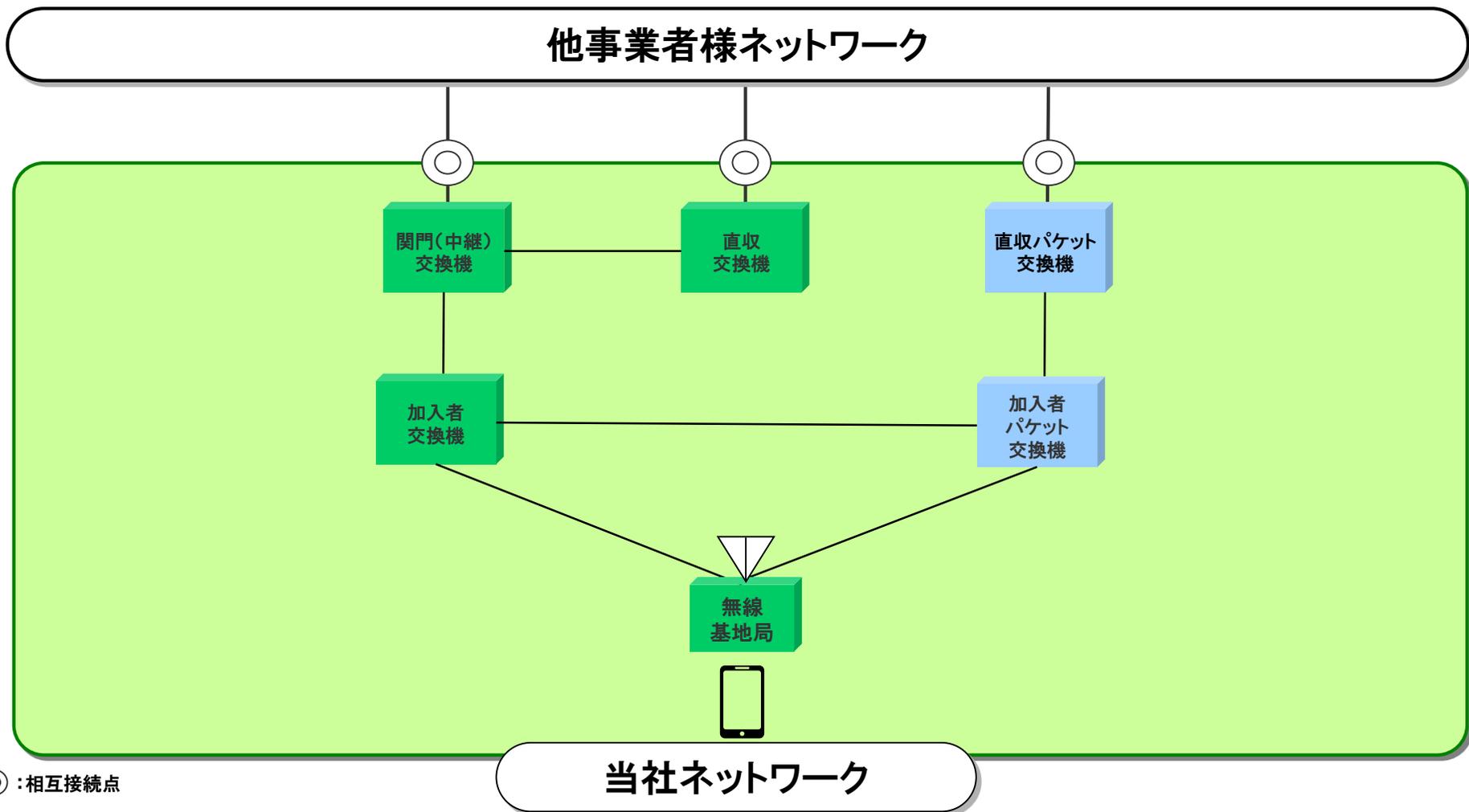
第1章 当社ネットワークとの相互接続の概要

本章では、当社ネットワークとの相互接続の概要をご理解いただくために、基本的な網構成、指定電気通信設備、標準的な接続箇所、相互接続に必要な契約、相互接続に伴いお支払いいただく費用等について解説しております。

I	当社のネットワーク構成	1-1
II	第二種指定電気通信設備	1-2
III	標準的な接続箇所と技術的条件	1-3
IV	相互接続に必要な契約等	1-4
V	相互接続に伴う費用	1-5
VI	相互接続の主な形態	1-6～9

I 当社のネットワーク構成

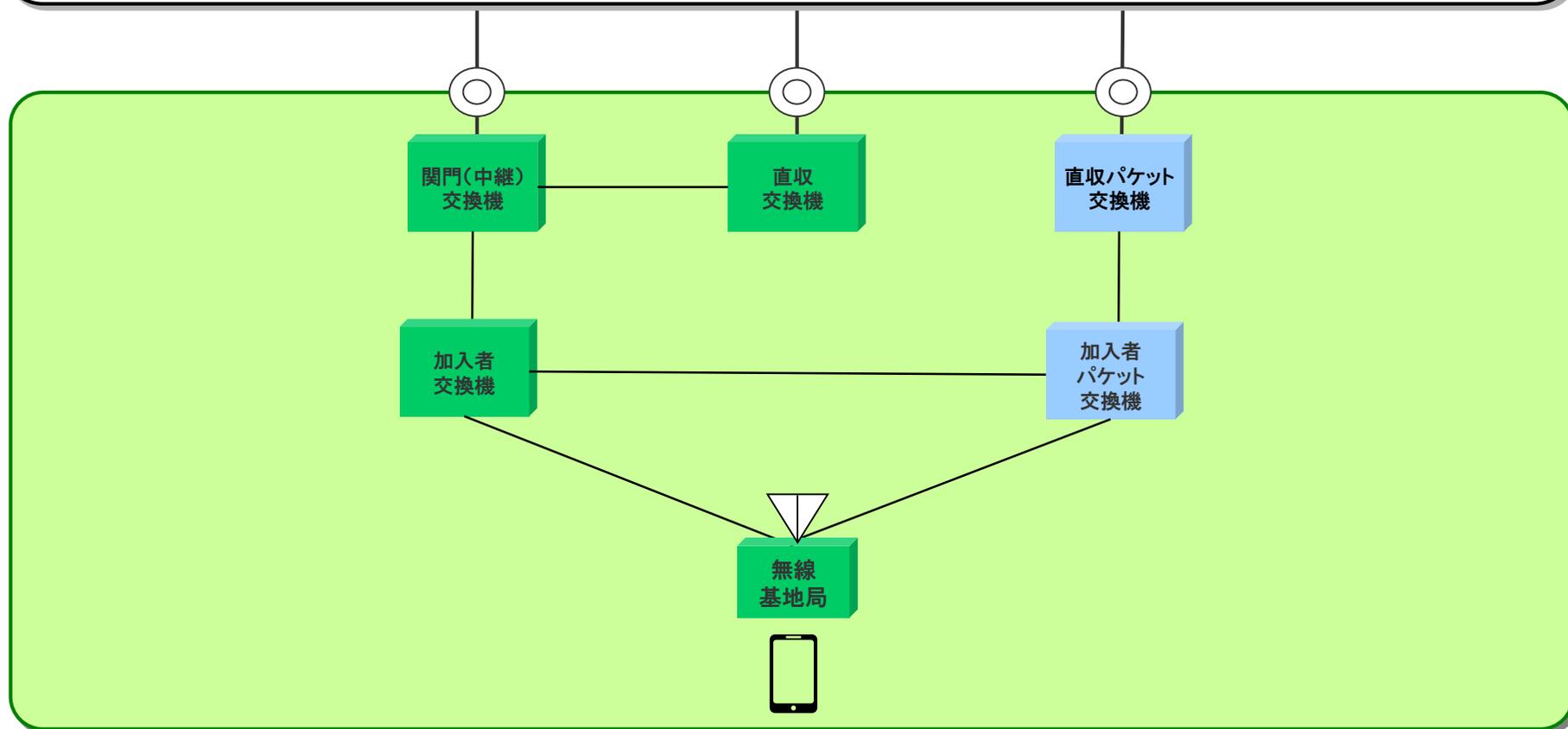
当社は、業務区域内における通信を提供します。下図は当社のネットワークの構成イメージです。



Ⅱ 第二種指定電気通信設備

本ガイドブック内で解説する当社の設備は、他事業者様との適正かつ円滑な接続を確保すべき設備として総務大臣より指定*された「第二種指定電気通信設備」(以下「指定設備」といいます。)です。

他事業者様ネットワーク

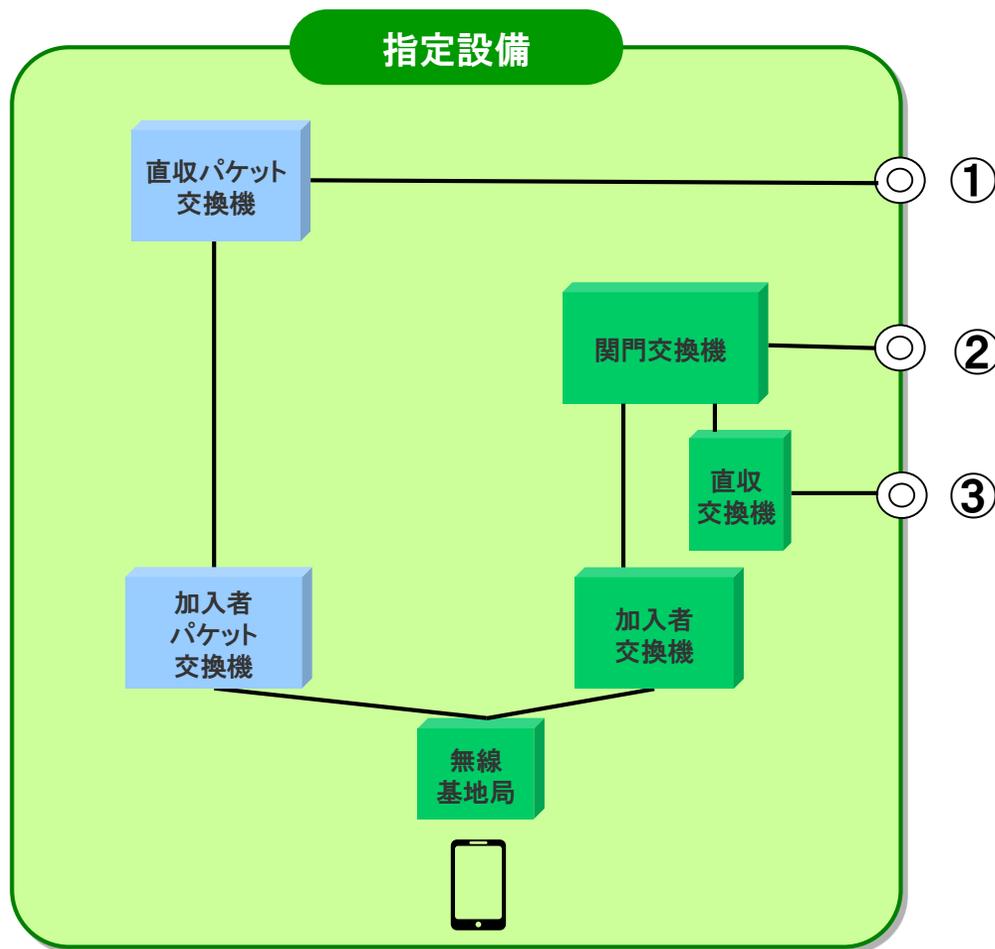


◎ : 相互接続点

*総務省告示第72号(2002.2.7)

Ⅲ 標準的な接続箇所と技術的条件

当社では接続約款の中で標準的な接続箇所を提供しています。各接続箇所でのインターフェースは、他事業者様が予め技術検討ができるよう、接続約款(技術的条件集)に記載しています。

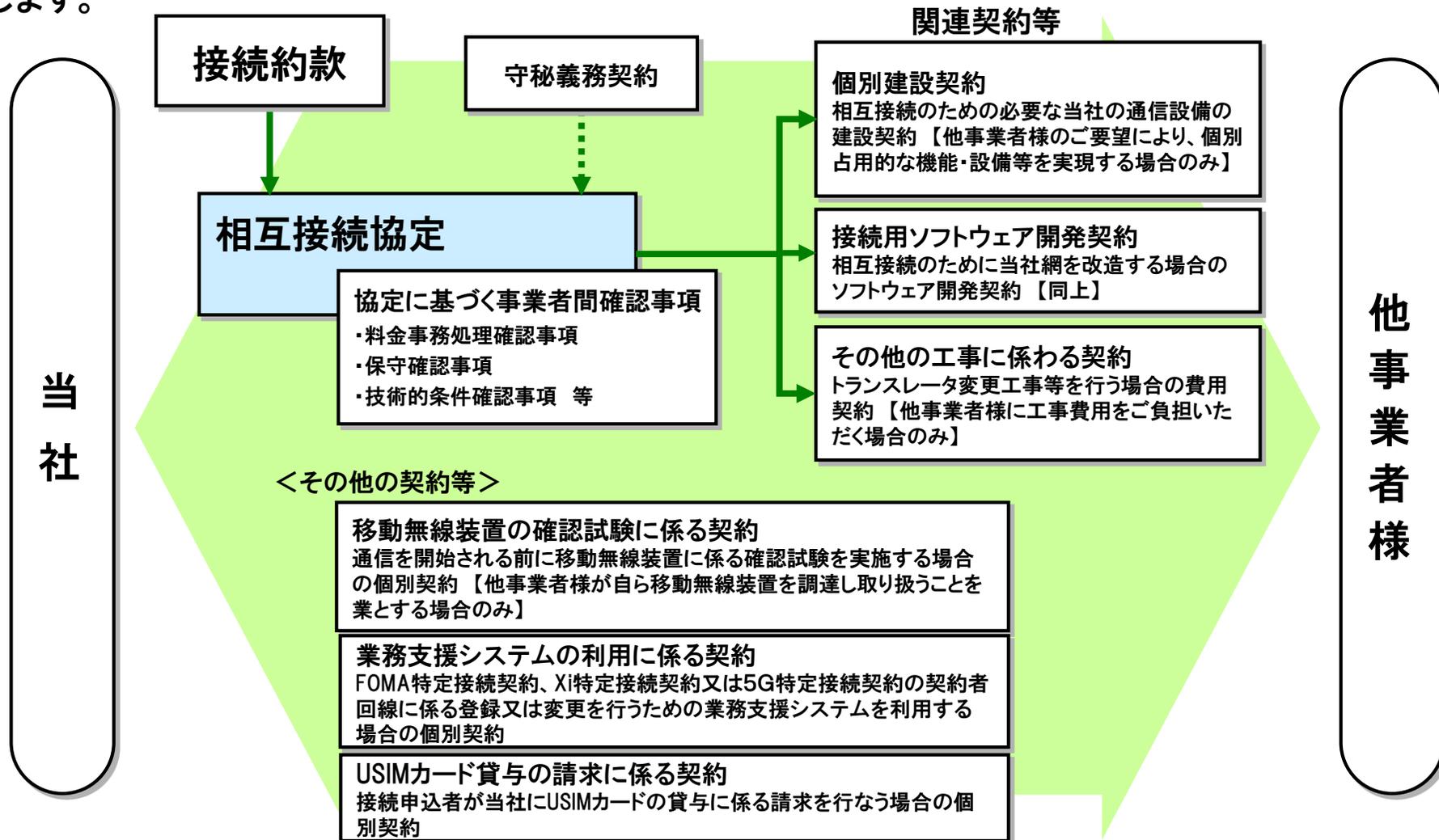


◎：相互接続点

標準的な接続箇所	インターフェース
① 直収パケット交換機のルータ	対パケットデータ直収ユーザ インターフェース (技術的条件集 第2章 第6節・第10節)
② 関門交換機の伝送装置	対地域/国際/選択中継事業者インタ フェース (技術的条件集 第2章 第1節) 対移動体事業者インターフェース (技術的条件集 第2章 第2節) 対国内接続事業者SMS仕様 (技術的条件集 第2章 第11節)
③ 直収交換機	対データ直収ユーザインターフェース (技術的条件集 第2章 第4節)

IV 相互接続に必要な契約等

相互接続に関して事業者間で取り決める事項は多岐にわたります。接続の態様に応じて様々な契約を締結します。



V 相互接続に伴う費用

当社と相互接続を行うにあたって、他事業者様にご負担いただく主な費用は以下のとおりです。

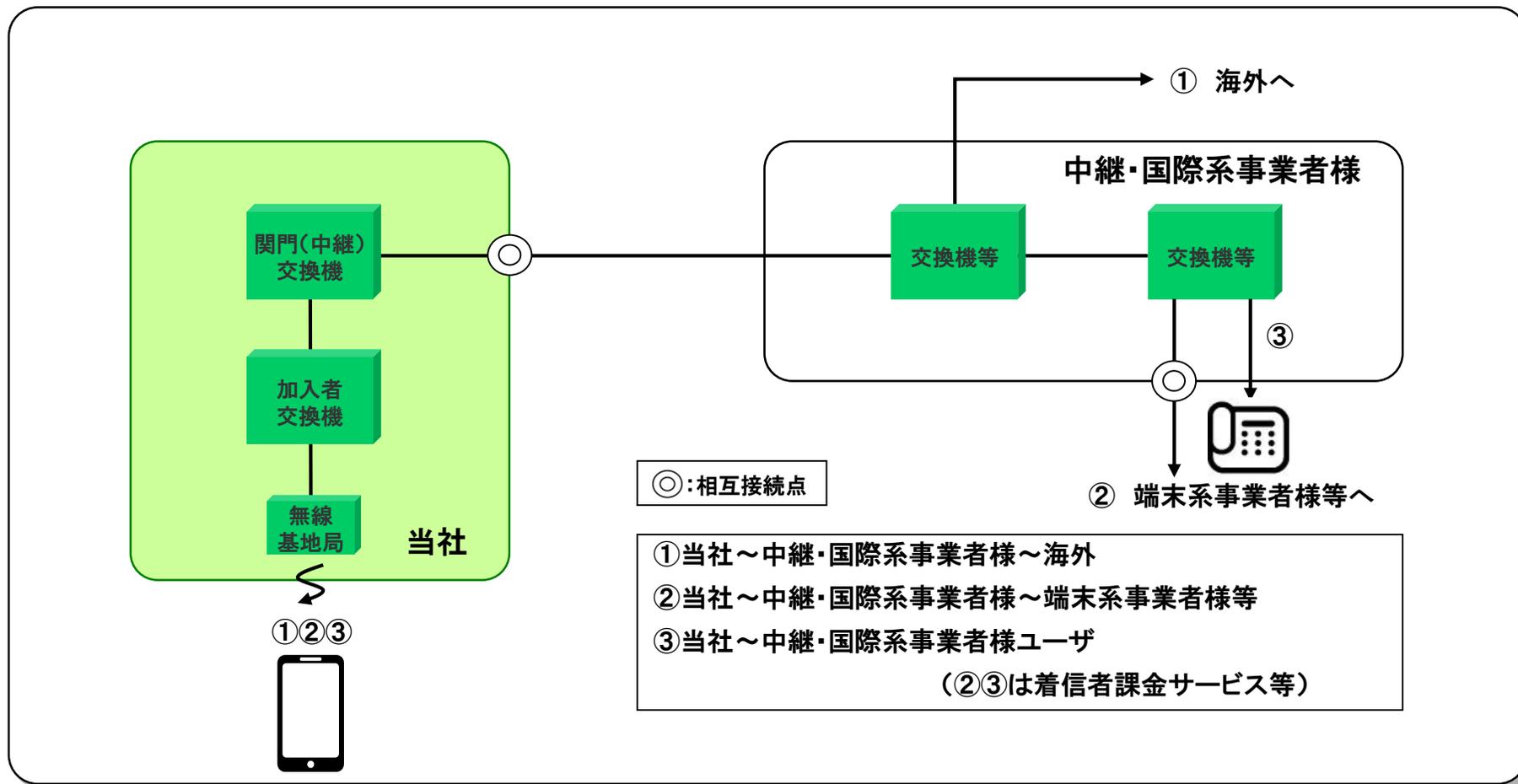
項目	内容	費用請求方法等
網使用料	ネットワークの基本的な接続機能の使用料	回線交換接続の場合、接続約款に規定された通話毎の使用料(従量制)を暦月単位で集計し請求します。
網改造料 個別建設費 接続用ソフトウェア開発費	他事業者様の要望により、個別占用的機能を実現するためにドコモネットワークを改造・改修した場合等の当該機能や設備の使用料	改造に要した費用(個別建設費、接続用ソフトウェア開発費等)を年額料金に計算し、12分の1を月毎に請求します。 *利用中止、更改時においても網改造料の支払い義務があります。 *トランクポート等機能の費用請求方法は上記と異なります。
工事費 トランスレタ変更工事費他	他事業者様の要望により、契約者回線番号等を登録又は変更する場合の工事費用	発生単位(番号、工事等)毎に請求します。
手続費 料金回収手続費他	他事業者様の要望により、接続に関連する作業を行った場合の費用	発生単位(件等)毎に請求します。ただし、料金回収手続費及び債権譲受手続費は月毎に請求します。
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービスの提供を確保するためにご負担いただく料金	当社サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料と同額を契約回線数(番号数)に応じて暦月単位で集計し請求します。
USIMカード	協定事業者が当社にUSIMカードの貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾した時に要する費用	接続約款に規定するUSIMカードの貸与に係る費用を、別途事業者間の取り決めにより決定した請求方法により請求します。
相互接続試験費用	接続開始前に、サービスに供する実際の設備を用いて事業者間の通信の正常性等を確認するための試験費用	最低限の必要な試験項目(2-8参照)については、特に費用の請求はいたしません。
その他 切替工事費用、移動無線装置に係る確認試験費用等	接続開始前に、必要により関連する交換機、回線等の切り替えを行う費用、他事業者様が自ら移動無線装置を調達し取り扱うことを業とする場合の移動無線装置に係る確認試験費用等	事業者間の取り決めにより請求方法を決定します。

※必要な項目は接続形態等により異なります。

※上記費用をご負担いただくにあたり、当社から他事業者様に預託金の預入れ又は金融機関等の債務保証等を請求する場合があります。また、接続約款第39条の2(情報の提出)第2項に規定する「当社が別に定める情報」、第64条の3(債務の履行の担保)第1項4号に規定する「当社が指定する信用評価機関」及び「支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準」については、相互接続に関する当社窓口までお問い合わせ下さい。

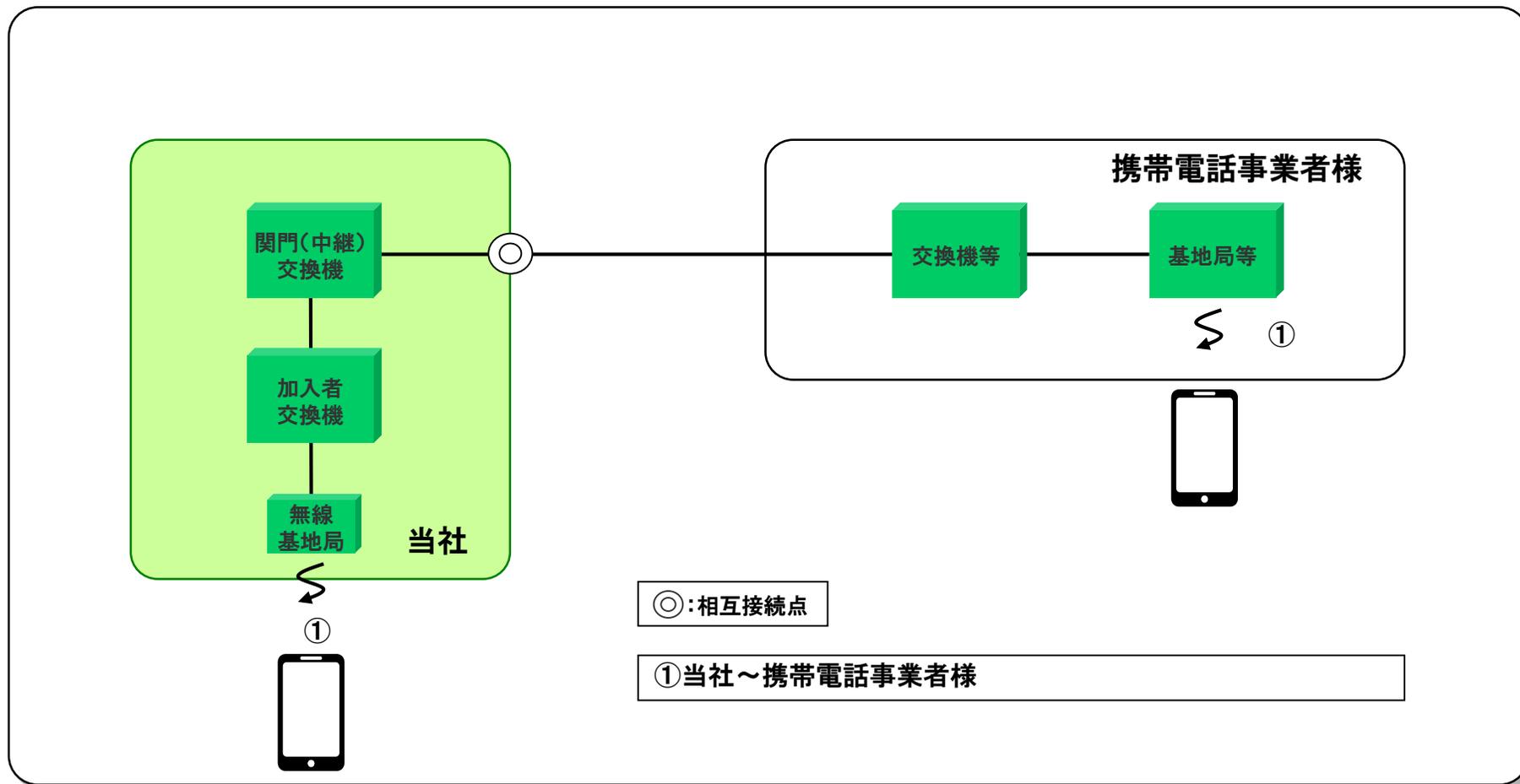
VI-1 相互接続の主な形態 中継・国際系事業者様との接続例

中継・国際系事業者との代表的な接続形態を示します。



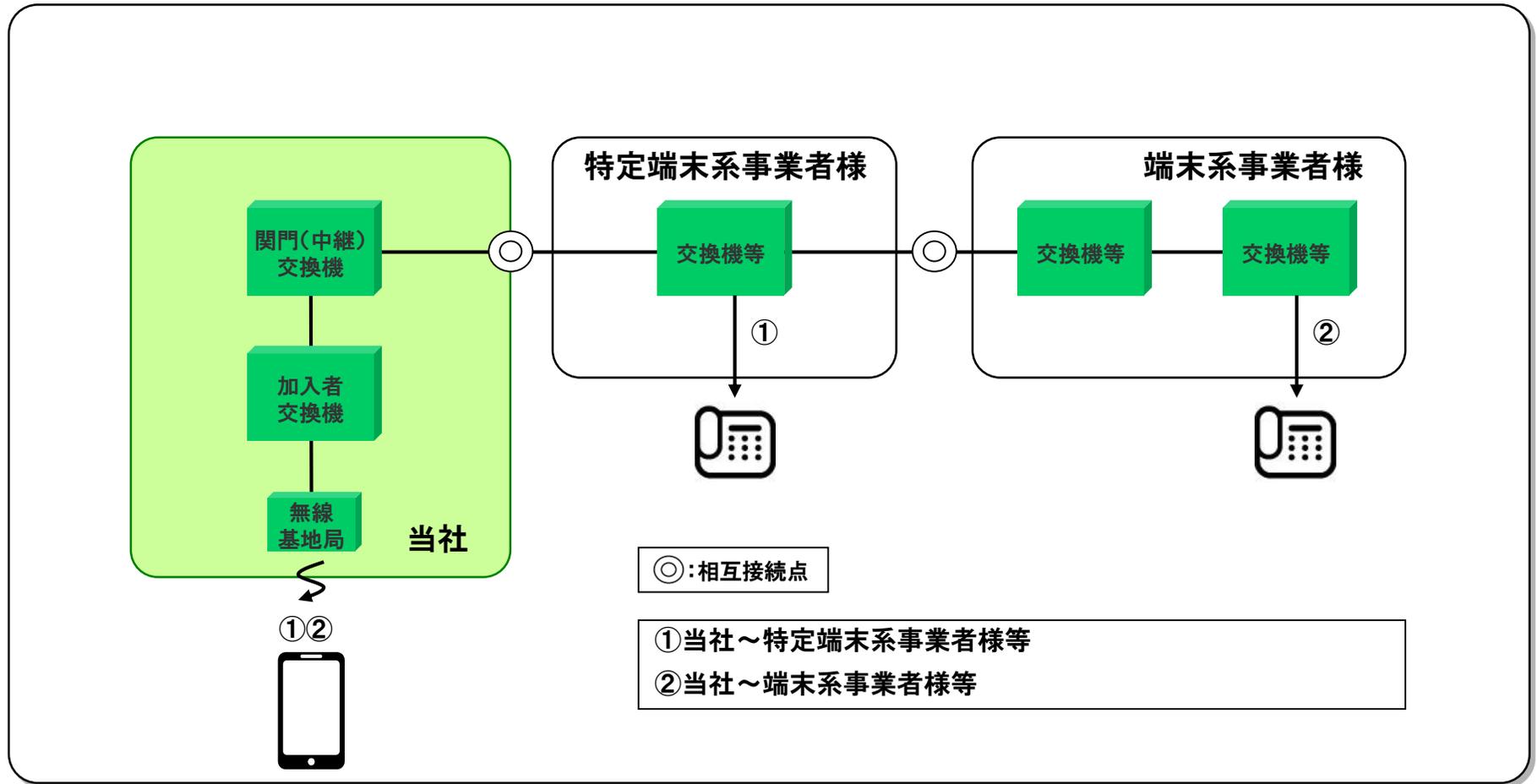
VI-2 相互接続の主な形態 携帯電話事業者様との接続例

携帯電話事業者様との代表的な接続形態を示します。



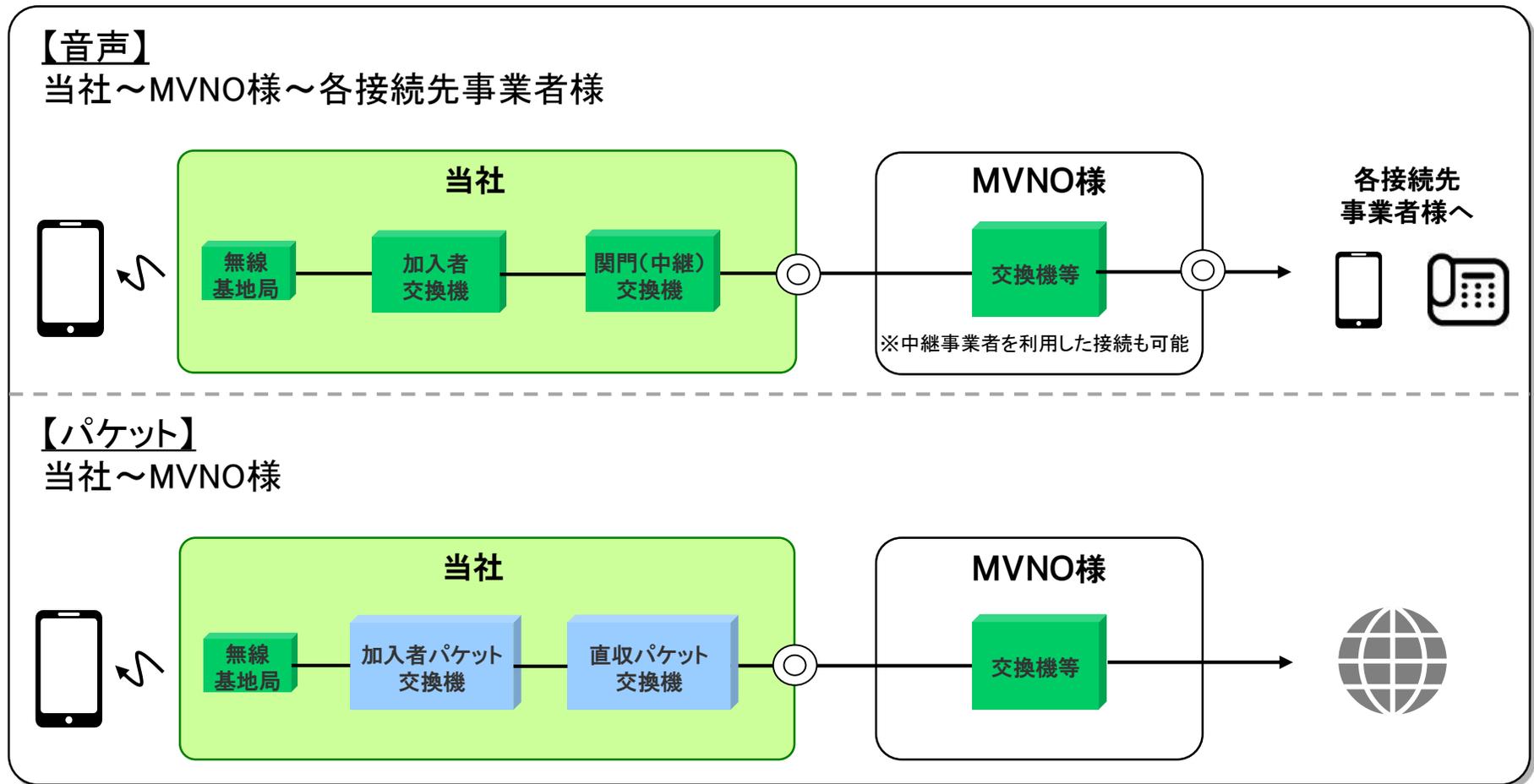
VI-3 相互接続の主な形態 端末系事業者様との接続例

端末系事業者様との代表的な接続形態を示します。



VI-4 相互接続の主な形態 MVNO様との接続例

MVNO様との代表的な接続形態を示します。



◎:相互接続点